

○ふじみ衛生組合情報公開審査会規則

(平成15年3月5日)
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合情報公開条例（平成15年ふじみ衛生組合条例第1号）第25条の規定により、ふじみ衛生組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公印)

第4条 審査会の公印の名称、書体、寸法、材質、用途及びひな型は、別表に定めるところにより、次長が管守する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、庶務担当において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第1類 通規 (情報公開審査会規則)

別表 (第4条関係)

名 称	書 体	寸 法	材 質	用 途	ひ な 型
ふじみ衛生組合 情報公開審査会 会長之印	てん書	方21ミリメ ートル	つげ	会長名をも ってする文 書	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> ふじみ衛生 組合情報公 開審査会会 長之印 </div>